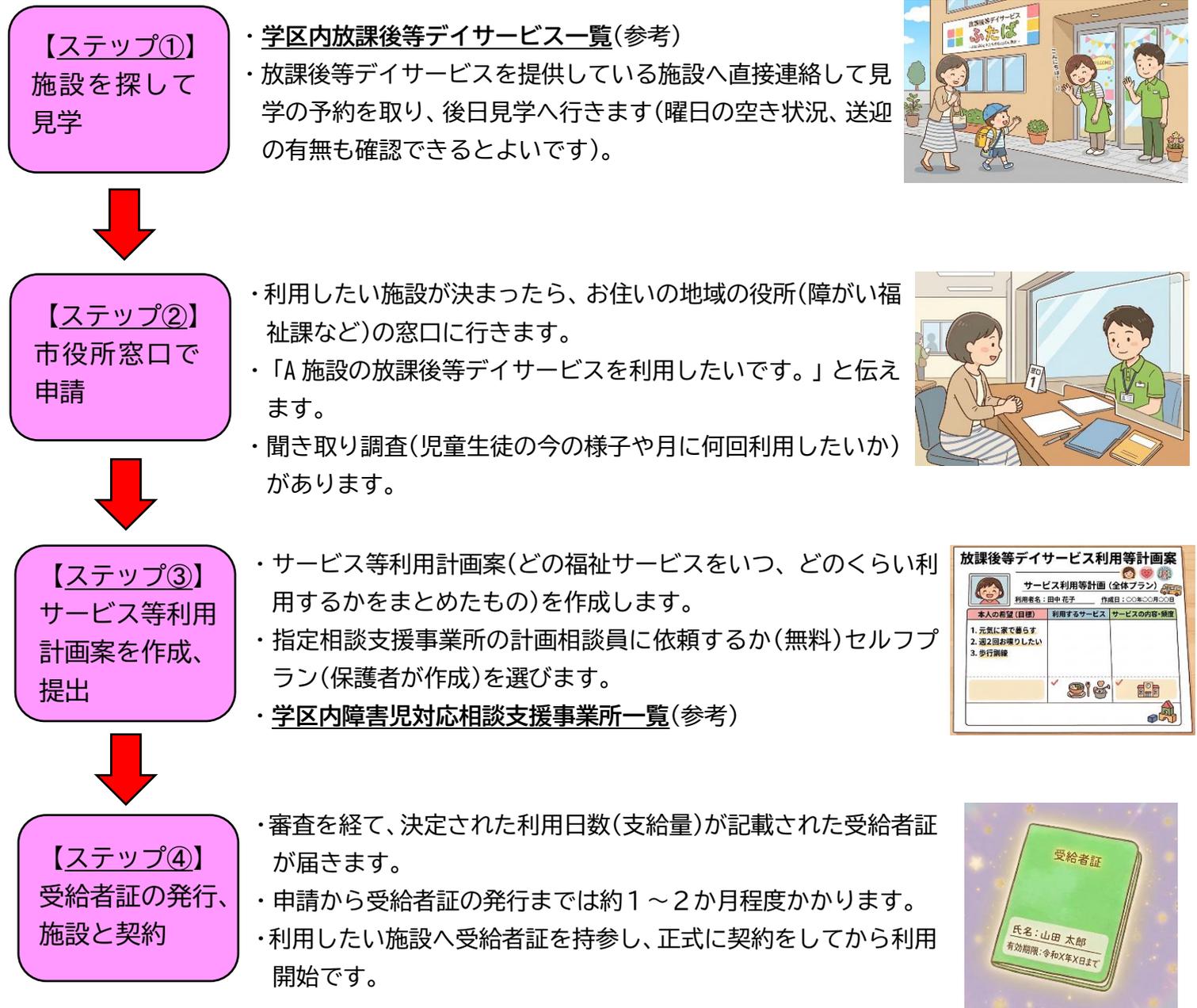


放課後等デイサービスの利用について

サービス名	目的	対象	利用日
放課後等デイサービス (障害児通所支援)	生活能力向上のための訓練、 社会との交流促進等 「 学び・療育 」の場	6～18歳	放課後又は学校休業日

○放課後等デイサービス利用開始までのステップ



○よくあるご質問

Q: 障害者手帳がないと放課後等デイサービスは利用できませんか？

A: 障害者手帳がなくても医師の診断書や意見書等により「支援が必要」と認められれば受給者証(障害児通所受給者証)が発行されて、放課後等デイサービスの利用は可能となります。

Q: 放課後等デイサービスの併用はできますか？

A: 支給量の範囲内であれば、月曜日はA施設、水曜日はB施設といった併用も可能です。